

別表1

## 免税軽油使用者証交付申請書に添付する書類

免税軽油使用者		許可書等	発行者	根拠法令	備考
法附則第12条の2の7第1項第1号	20t未満の小型船舶	(漁船の場合) 動力漁船登録票 ※検認証印欄を含む	県知事	漁船法第12条	漁船登録を行っている船舶で、船舶検査が不要な場合は、動力漁船登録票のみで可
		船舶検査証書	日本小型船舶検査機構	船舶安全法第9条 船舶安全法第10条の2	
		船舶検査手帳			
	20t以上の船舶	(漁船の場合) 動力漁船登録票 ※検認証印欄を含む	県知事	漁船法第12条	
		船舶検査証書	管海官庁	船舶安全法第9条	
		船舶検査手帳		船舶安全法第10条の2	
第3号	鉄道事業	許可書	国土交通大臣	鉄道事業法第3条	
	軌道事業	特許書	国土交通大臣	軌道法第3条	
第4号	農業	耕作面積証明書	農業委員会	—	○農業で耕作証明書が添付できない場合は、現地確認や農地貸借証明書(別紙様式第1号)、出荷証明書、確定申告書(決算書)の写しなどにより農業を営んでいることを確認 ○農業で認定農業者であることが分かるものを提出した場合、単独で認定を受けている者以外は、耕作証明書等により農業を営んでいることを確認 ○素材生産業については、素材の生産量の実績を証明する次の書類を提出 (1) 素材生産を営む者が木材市場、製材所等への素材の売払いの際に取り交わす売買契約書又は売払伝票等、素材の売払数量を証する書類の写し (2) 素材生産を営む者が、受託により素材生産を行った場合において、委託者との間に締結された契約書の写し及びこれにより生産した素材の生産量を確認することができる精算書の写し (3) 立木の買収方式により素材生産を行い、当該素材を自己所有の製材所等で処理する場合等、素材の生産量を第三者に対し証明できない場合は、立木の所有者との間に締結した売買契約書の写し
		(認定農業者の場合) 認定農業者であることが分かるもの(認定証等)	市町村		
	林業	—	—		
	農地の造成・改良事業	土地改良区設立認可書又は定款	県知事	土地改良法第10条	
第5号	セメント製品製造業	特定施設設置届出書の受理書	県知事又は市長	水質汚濁防止法施行規則第6条	受理書を有しない場合は添付不要
	鉱物の掘採事業(鉱物)	施業案の認可決定書	経済産業局長	鉱業法第63条	同法施行規則第27条の施業案届出書の添付が必要
	鉱物の掘採事業(岩石)	採取計画の認可書	県知事	採石法第33条	認可書、許可書は採取現場ごとに必要
	鉱物の掘採事業(丘砂利)	採取計画の認可書	県知事	砂利採取法第16条	採取現場と洗浄場が同一の事業場内でないときは、それぞれの認可書と許可証が必要
	鉱物の掘採事業(河川)	採取計画の認可書及び許可証	河川管理者	砂利採取法第16条及び河川法第25条	
	鉱物の掘採事業(普通河川)	採取計画の認可書及び許可証	県知事及び市町村長	砂利採取法第16条(及び各市町村財産管理関係規定)	
	鉱物の掘採事業(港湾)	採取計画の認可書及び許可証	県知事	港湾法第37条	
	とび・土工事業	①建設業(とび・土工事業)認可書 上記申請に係る ②工事経歴書 ③直前3年の各事業年度における工事施工金額 直近の決算書	国土交通大臣又は県知事	建設業法第3条	許可は5年ごとに更新  毎年度、土木事務所への決算変更届提出時に②、③及び決算書を添付する。その写しを提出
	鉱さいパラス製造業	出資関係図(出資関係を系統的に記載した図)	—	法人税法施行規則第35条第4号	資本金1億円以下の法人について、「みなし大企業」に該当しないことを確認する書類 法人税の確定申告書に添付する必要がある法人のみ提出
	港湾運送業	許可書	国土交通大臣	港湾運送事業法第4条	許可を有しない場合は添付不要
	倉庫業	登録通知書	国土交通大臣	倉庫業法第3条	
	貨物利用運送事業	登録通知書	国土交通大臣	貨物利用運送事業法第5条	
	廃棄物処理事業(一般廃棄物)	一般廃棄物処理業許可書	市町村長	廃棄物処理法第7条	市町村長により一般廃棄物の収集、運搬又は処分を委託を受けた者については、委託を受けていることがわかる書類の写しを提出
	廃棄物処理事業(産業廃棄物)	産業廃棄物処理業許可書	県知事	廃棄物処理法第14条	
		出資関係図(出資関係を系統的に記載した図)	—	法人税法施行規則第35条第4号	資本金1億円以下の法人について、「みなし大企業」に該当しないことを確認する書類 法人税の確定申告書に添付する必要がある法人のみ提出
	木材加工業	製材業者(チップ業者)登録証	宮崎県木材協同組合連合会	—	登録証を有しない場合は添付不要
		直近の決算書			
	木材市場業	木材業者登録証	宮崎県木材協同組合連合会	—	登録証を有しない場合は添付不要
	パーク堆肥製造業	特殊肥料生産業者届出書の受理書	県知事	肥料取締法第22条	
索道事業	許可書	国土交通大臣	鉄道事業法第32条		

※ 許可書等の内容の変更や更新があったときには、免税軽油使用者証更新申請の時期に関わらず、その都度、提出してください。

※ 上記書類以外にも、審査に必要な書類の添付をお願いすることがあります。